

新刊紹介

**EUの言語教育政策
日本の外国語教育への示唆**

**大谷泰照 編集代表、杉谷眞佐子/脇田博文/橋内 武/
林 桂子/三好康子 編、328頁、3,800円、くろしお出版**

程 遠 巍

本書はEU加盟27カ国のうち21カ国の言語教育の実態を、各国をもっとも鮮明に浮き彫りにできる角度から、執筆者独自の視点をとおして詳細に紹介したものである。本稿では、本書の内容を簡単に紹介しながら、わけても日本の言語教育上の意義について述べてみたい。

本書は、EU各国の言語政策に関する最新かつ詳細なものであり、言語政策の入門者から本格的な研究者までのあらゆる人々を読者に想定している。EU加盟国の21カ国の歴史とその変遷や教育制度、教育政策、教員養成を始め、とりわけ各国の外国語教育制度、カリキュラム、評価ならびに日本の外国語教育への示唆を中心に述べられた考察や所感など、執筆者は綿密な調査を踏まえ、詳細かつ網羅的に記述している。いわばEU各国の言語教育政策の指南書と言っても過言ではない。さらに執筆者には、日本の大学で外国語教育に携わる教員のみならず、小学校や高等学校の教員も交えており、小・中・高・大学までの教育現場の経験や教訓を生かしたコメントが期待できる。

EUとは欧州連合の英語による略号で、日本では一般にヨーロッパの経済共同体とみなされているが、本来はそのような目的で組織された機構ではなく、世界大戦そのものの厳しい反省から戦後に生れた戦争再発防止のための機構である。EUの経済的・政治的統合を推し進めるためには、加盟国の教育・文化的交流を通じた多文化間の相互理解の増進が欠かせない。互いの言語や文化を学ぶことは、相互理解の手段となる。また、言語に象徴されるEUの多様性こそは、EUの文化的価値であり力であり、EUのアイデンティティの基礎であるとみなされている。EUは、加盟27カ国の23の公用語のすべてを、その言語人口にかかわらず、等しく公用語と定めている。EUの

いかなる言語や地域語も EU の貴重な財産であり、それに目覚めることこそ、本来「不戦共同体」として、「平和維持機構」として発足した EU の発展のカギであると考ええる。それゆえ、すべての EU 市民に対して、母語以外に少なくとも 2 言語の運用能力を習得する目標が繰り返し強調されている。学校や教育機関では、効果的な学習や教授法の導入が奨励され、生涯にわたる言語学習の動機付けとなるような言語教育政策が推進されている。

本書は、EU21 カ国の言語政策の紹介に先立って、関連事項の解説、加盟国の地図や言語系統からみた EU の 23 の公用語および EU 全体の言語教育政策を紹介している。その中で加盟 21 カ国の言語政策に関連する重要な概念は、CLIL (Content and Language Integrated Learning)、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching and assessment)、ELP (European Language Portfolio) の三つである。CLIL は、公用語 (教育言語) とともに外国語や地域語など学習目標の言語を用いて実科目を教授する方法で、通常、母語と 1 外国語 (言語) を使用するため、「2 言語教育」(バイリンガル教育) と称されることも多く、EU のほとんどの加盟国で採用されている。CEFR (『欧州言語共通参照枠』) は、ヨーロッパの言語教育に共通する学習・評価体系であり、ELP (『欧州言語ポートフォリオ』) は、学習者の自律的言語学習の観点から、言語能力の自己評価モデルを提示するものである。この 3 つの概念は、いわば EU 加盟国の言語教育政策を理解する上で欠かせないキーワードとなっている。

本書の紹介する EU21 カ国は、加盟段階にしたがって 6 つのグループを構成しているが、そこで順を追っていくつかの国を取り上げて考察を進めたい。

原加盟国 (1951 年) 6 カ国 (ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ) はいずれも先進国で、ほとんどの国は国内に地域語を含み、多くの移民を抱えるため、名実ともに多言語・多文化社会である。この中から、EU の前身である欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC: European Coal and Steel Community) の創設に貢献した 2 カ国のフランスとドイツの言語教育政策の一部を紹介したい。

フランスは、日本と同様に中央集権的教育行政を実施しているが、授業時間数や学習言語の導入時期、教員養成や国家試験などすべてが国レベルで決められている。中でも、教員養成や教員採用試験については、日本もフランスにならって、ある程度全国レベルでの統一的な内容を整備する必要があると提唱している。また、フランスではいかなる時もフランス語が最重要科目であり、その上での外国語学習であるという実状は、日本国内における「日本語か英語か」の論争により示唆を示すものである。

ドイツも同じく母語重視の政策を実施しており、2007年からドイツの最大州であるノルトライン・ヴェストファーレン州では、4歳児からドイツ語能力テストを始め、問題がある場合は就学年齢までドイツ語の補習が受けられる制度を導入しており、このような母語重視の姿勢は日本の言語教育により示唆を与えるものである。そしてドイツでは、学校教育用の ELP モデルを開発し、生徒に外国語学習の方法を自覚させ、自律能力の育成を目指す「教育機能」を取りこんだ教育を重視している。

第1次拡大(1973年)の3カ国デンマーク、アイルランド、イギリスのうち、非英語圏であるデンマークの教育は、各学校に詳細なカリキュラムを一任し、教員の自由な発想と創造力を大切にしており、児童・生徒自らの経験や研究や創造力によって学習意欲を駆り立て、こどもに自立を促す人間教育を行なっている。

また、イギリスの言語教育政策をみると、外国語を含む教員養成の分野について大いに参考にすべきであると指摘されている。大学院研究科教員免許課程での養成や実習校における養成方法は、教員になる熟成期間を十分にとっていること、何より豊富な財政的裏付けなどの点では日本にとって大いに参考にすべきであると本書は指摘する。

第2次拡大(1981年)加盟国のギリシアについては、近年ギリシア国籍であるにもかかわらず、ギリシア語を母語としない人口が増えているため、教育言語をギリシア語と定めながらも、ギリシア語を母語としない人の多い地域や学校では、ギリシア語を第2言語として認める政策を実施しているようだ。

第3次拡大(1986年)の2カ国のうちポルトガルは、言語的に統合度が高い国であるが、地域語であるミランダ語を第2公用語として認定している。これは言語の多様性を尊重し、地域語・少数言語を保護する EU の基本的理念に沿った好例である。

スペインは新しい言語教育のあり方を模索し、EU の他の国々にもまして複言語主義を実現するため、標準スペイン語に加えて、各自治州の公用語、EU 内の諸言語のうち、少なくとも2言語の習得を課題として挙げている。

第4次拡大(1955年)加盟国のオーストリア、フィンランド、スウェーデンのうちオーストリアは、国民の外国語の自律学習能力を育成すべく全国共通の「ポートフォリオ」の作成とその普及への取組みを行ない、また移民に対する「ドイツ語試験」を導入するなど、多言語社会における移民との共存を目指す外国語教育へ積極的な取組みを行っている。

北欧のフィンランドは少人数クラスを導入し、生徒一人一人の必要に応じた柔軟な対応ができる教育体制をとっている。これに対して日本では生徒間の格差が大きく、習熟度別指導が続けられた結果、こどもを勉強嫌い、英語嫌いに追い込んだと批判する。

スウェーデンは、こどもの英語学習の動機を「コミュニケーションの重要性」や、「人との接触」などの継続的な学習上の問題として捉えているのに対し、日本の学校は英語学習の主たる目的を大学入試としているため、大学入学とともに学習者の動機が弱まってしまう。言い換えると、コミュニケーションの成立には、学習を継続する何らかの動機が必要なのだ。

第5次拡大（2004年）加盟国チェコ、エストニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニアの中から、日本の外国語教育への示唆の点から、チェコとスロヴェニアを紹介したい。チェコの CLIL 型一般中等教育は 1990 年代早期から始まり、バイリンガル教育の先駆を自認するほど外国語教育が重視されている。それは、チェコが日本と同様に資源に乏しいため、高度の科学技術で国を存続させなければならないという特殊事情によるものだと紹介している。

スロヴェニアの公用語はスロヴェニア語であり、原則としてスロヴェニアの市民権を取得するには、CEFR による基準で 6 段階の真ん中 B1 に相当するスロヴェニア語の運用能力が求められる。この他、イタリア語、ハンガリー語も地域限定公用語として憲法で定められ、国境近くの地域では教育言語としての特権も保障されている。これに対して、今後ますます多文化・多言語社会になっていくと予想される日本においては、外国人労働者の言語権の保障や彼らへの日本語教育の問題などを考える際、スロヴェニアの事例は模範となるだろうと提言している。

このように多言語・多文化主義を推進している EU は、加盟国に『欧州共通参照枠』や「欧州言語ポートフォリオ」、バイリンガル教育などの教育資源を提供しながらも、言語教育政策は基本的に加盟国の主権のもとに各国が実施している。

一方、日本は 2011 年から小学校 5 年、6 年から英語を必修化することが発表され、いまだに一元的な言語文化志向であり、EU の訴える多元性はあまり認められない。本書の紹介する「国内の地域語、民族語、さらには近隣諸国の言語学習や、移民や外国人労働者の母語への保障」などの EU 諸国の外国語言語教育の取組みは、日本の外国教育政策に示唆を与えるものであり、この意味において本書の果たす役割は大きい。